

## 介護老人保健施設るるどの泉運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設する介護老人保健施設るるどの泉（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護老人保健サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の栄養状態を把握し入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し定期的に評価する。その者のその居室における生活への復帰を目的とする。

- 2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努める。
- 3 介護老人保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設るるどの泉
- (2) 所在地 愛知県岩倉市曾野町郷前3番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

#### (2) 従業者

- 医師 1. 3以上（常勤換算）
- 薬剤師 1名以上
- 看護職員 1 2. 3以上（常勤換算）
- 介護職員 3 0. 7以上（常勤換算）
- 支援相談員 1. 4以上（常勤換算）
- 理学療法士・作業療法士 1. 4以上（常勤換算）
- 管理栄養士 1名以上
- 介護支援専門員 2以上（常勤換算）

調理員

委託

従業者は、介護老人保健施設サービスの提供に当たる。

- (3) 事務職員1名以上  
必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 入所定員は、136名とする。多床室29室(4人床室25室、3人床室1室、2人床室3室)、従来型個室25室 従来型個室2人室1室

(介護老人保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとし、指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
  - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
  - (3) 療養上の世話
  - (4) 健康チェック
  - (5) 退所時指導
- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用として、日用品費230円、教養娯楽費250円を徴収する。
- 3 居住費・食費については保険給付の対象外であり、費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお居住費・食費について、介護負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- |         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| (1) 居住費 | 従来型個室 | 1,927円/1日 |
|         | 多床室   | 817円/1日   |
- (2) 特別な療養室の提供を行ったことに伴い、必要な費用として利用者が負担すべき費用は次の額を徴収する。
- |               |             |
|---------------|-------------|
| 従来型個室特別室(4室)  | 2,781円税込/1日 |
| 従来型個室(2室)     | 1,870円税込/1日 |
| 従来型個室(2室)     | 1,650円税込/1日 |
| 従来型個室(14室)    | 1,131円税込/1日 |
| 従来型個室(3室)     | 1,100円税込/1日 |
| 従来型個室2人室(1室)  | 1,021円税込/1日 |
| 従来型多床室2人室(3室) | 990円税込/1日   |
| 従来型多床室3人室(1室) | 990円税込/1日   |
- (3) 食費 1,995円(1日あたり)

※ 外泊等で利用者が不在の場合においても、居室が該当利用者のために確保されている場合は、居住費および特別な室料は請求の対象となる。

- 4 利用者が日常生活において希望される介護老人保健施設サービスの費用で、保険給付の対象外とされる下記のサービス項目については、利用者が負担すべき費用とし

て実費相当額を別紙利用表のとおり徴収する。

- ① 理美容代
  - ② 健康管理費（インフルエンザ予防接種）
  - ③ 施設衣類・靴の貸し出しにかかる費用
  - ④ 電気代にかかる費用で療養室に電化製品（テレビ、電気毛布、冷蔵庫）を持ち込んだ場合の費用
  - ⑤ テレビのリースにかかる費用
  - ⑥ 冷蔵庫のリースにかかる費用
- 5 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者またはその家族に対し説明を行ない、利用者の同意を得ることとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第7条 従事者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- （1）別に定める入所者の守るべき事項を守り他の迷惑にならないようにする。
  - （2）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
  - （3）共有の施設・設備は、他の迷惑にならないよう利用する。

（虐待の防止のための処置に関する事項）

第8条 介護老人保健施設事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に2回以上実施すること。
- （4）前3、に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（非常災害対策）

第9条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（その他の運営についての留意事項）

第10条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - （2）継続研修 年1回
- 2 従事者は業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させ

るため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人羊蹄会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付則

- (施行期日) この規程は平成14年9月2日から施行する。  
この規程は平成17年6月1日から施行する。  
この規程は平成17年10月1日から施行する。  
この規程は平成18年3月1日から施行する。  
この規程は平成18年4月1日から施行する。  
この規程は平成21年10月1日から施行する。  
この規程は平成24年4月1日から施行する。  
この規程は平成26年4月1日から施行する。  
この規程は平成27年4月1日から施行する。  
この規程は平成28年2月1日から施行する。  
この規程は平成28年5月1日から施行する。  
この規程は平成29年10月1日から施行する。  
この規程は平成30年2月5日から施行する。  
この規程は平成30年7月1日から施行する。  
この規程は平成30年10月1日から施行する。  
この規程は令和1年5月1日から施行する。  
この規程は令和1年10月1日から施行する。  
この規程は令和2年7月1日から施行する。  
この規程は令和2年7月7日から施行する。  
この規程は令和4年7月1日から施行する。  
この規定は令和5年8月21日から施行する。  
この規定は令和6年1月1日から施行する。  
この規定は令和6年3月21日から施行する。  
この規定は令和7年2月1日から施行する。